

異議あり!

あずみの里判決

全道学習会

2013年「特養あずみの里」でおやつのだーナッツを食べた入所者女性が意識を失い、1か月後に亡くなったことで、その時食事介助を行っていた看護職員が「業務上過失致死」で起訴されました。

2019年3月25日、長野地方裁判所松本支部は、検察の求刑通り罰金20万円という有罪判決を言い渡しました。弁護団は即日控訴し裁判の舞台は東京高等裁判所に移りました。

「介護事故で普通に介護していた職員が食事時の異変で刑事事件に問われた事件は例を見ない」(木島日出夫弁護団長)というほど極めて不当な判決です。

あずみの里裁判の意義は？これからの取り組みは？しっかりと学んでいきましょう。

日時 **7月27日** (土) 14:00~16:00

会場 **北海道経済センター8階Bホール**
札幌市中央区北1条西2丁目

やまざき やすただ
講師 **山崎 泰正** 弁護士
(長野中央法律事務所所属)



主催 **北海道民主医療機関連合会**

札幌市北区北14条西3丁目1-12 TEL011-758-4585 fax011-716-3927